

第 2 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開 催 年 月 日	令和4年5月10日(火)午後3時00分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提 案 議 案	第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第6号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第8号議案 非農地の現況証明について 第9号議案 農用地利用集積計画の決定について 第10号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報 告 事 項	第1号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について 第2号 農地転用現況確認状況について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会 農業委員会憲章 唱和</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第 1 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号 に係る農地転用（2 アール未満</p>	<p>事務局</p> <p>山上委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> <p>長谷川会長（議長） （議長）</p> <p>（議長）</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、令和 4 年度 第 2 回農業委員会の定例総会を開催します。 農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号 4 番の山上真治委員にお願いを致します。よろしくお祈いします。 （農業委員会憲章の唱和）</p> <p>はい、ありがとうございました。ご着席願います。 それでは開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お祈い致します。 （長谷川会長あいさつ 中略）</p> <p>ありがとうございました。それでは本日の出席者報告を致します。 農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は、12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により会長が議長となります。では進行をお願い致します。 それでは会議を進行させて頂きます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。 「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。 お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することに皆さんご異議はございませんか。 （「異議なし。」の声）</p> <p>はい。異議なしと云う風に認めます。では、議事録署名委員には 11 番の山田隆雄委員、そして 12 番の下田健一委員。両名の方をお願いを致します。会議書記におきましては、事務局の方へお願いを致します。</p> <p>それでは次に日程 3、報告事項でございます。まず第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」を報告してください。 報告事項 第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」を説明します。</p>

<p>の農業用施設)の届出について</p> <p>第2号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>次のとおり、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設を節したい旨の届出書が提出されたので報告するものです。</p> <p>(資料は2-1頁、資料1の1頁)</p> <p>番号1 届出人は、田後●●。土地の所在 大字田後——。地目は田、面積は473㎡。</p> <p>附記の方ですけれども、転用面積は60㎡で、幅2m延長30mの通作道を設置するものです。場所につきましては、本冊、頁をめくって頂き2-1の位置図に示しておりますけれども、天神川の土手下でございます。ちょっと分かり難いので、資料1の1頁目をご覧ください。こちらは公図なんですけれども、申請地を、届出のあった場所を、黄色で示しております。</p> <p>それで、申請地に隣接する上側の田んぼと左側の2筆の畑は申請者の家の農地であります。それで緑色に着色している畑の土を赤斜線で示しているところに持って来て通作道をこしらえまして、緑色の部分は田んぼにして水田の形状を整えると云う計画であります。</p> <p>これが番号1でございます。</p> <p>(資料は2-2頁、資料1の2頁、3頁)</p> <p>番号2 届出人は、園●●。土地の所在 大字園——。地目は田、面積は917㎡。</p> <p>附記の方ですけれども、転用面積は80㎡で、幅5mで長さ16mの鶏舎、鶏小屋ですね。鶏舎を設置するものであります。</p> <p>場所につきましては、頁をめくって頂いて2-2です。ご覧頂けますでしょうか。園の田んぼをずっと奥に行った所、山の方へちょっと上がった所です。赤で示している所なんです。</p> <p>そして別冊資料1の2頁目、お願い出来ますでしょうか。2頁目は公図で、鶏舎の設置場所を赤色で記載しております。それから資料1の3頁目、こちらが鶏舎の概要図でございます。</p> <p>書いてあるとおり、柱・梁等は鉄パイプを使用。それから屋根は畜舎波板を使用。外壁はトリカルネットを使用して、基礎は無く鉄パイプ打ち込みをします。そう云う構造でございます。</p> <p>報告事項第1号につきましては以上であります。</p> <p>はい。続いて、次に報告事項第2号「農地転用現況確認状況について」を報告してください。報告事項第2号「農地転用現況確認状況について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p>
---	-------------------	--

<p>4 議事 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 山田委員 議長 山田委員 議長 事務局 山田委員 議長 山田委員 議長 事務局 議長 (議長) 事務局</p>	<p>(資料は 3-1 頁) 番号 1 転用者は、上浅津●●。土地の表示 大字南谷——。地目は畑。面積 953 m²で転用目的は保養施設。許可指令年月日及び番号は議案書記載のとおりであります。 確認書交付年月日は令和 4 年 4 月 15 日。調査結果は令和 4 年 3 月 30 日工事完了であります。 参考として、次の頁 3-1 に航空写真の位置図を示しております。ちょっと見難いですが、斜線を引いている筆であります。説明は以上です。 はい。それではこれで報告事項を終わります。1 号 2 号と説明がございましたが、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。 はい。 山田委員、どうぞ。 この園の鶏舎の事なんですけども。今ある鶏舎の所ですか。 それでは説明してください。 回答させていただきます。鶏舎を今建てておられる所の続きで、鶏舎を増やすと。そう云う計画であります。 はい。分かりました。 山田委員、それで良い。 はい。分かりました。 ちなみに今は。 今ある鶏舎は、上側の方ですね。だから図面で行きますと、下側の方の田んぼにあたる所に鶏舎が建っていると。そう云う事です。 はい。その他にお尋ねはございますか。無いですか。それでは、これは報告事項でございますので、ご承認をお願いします。これで報告事項を終わります。 続きまして議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。 議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p>
--	---	--

		<p>(資料は 4-1 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、下浅津●●。譲受人は、宮内●●。土地の所在、大字下浅津——。地目は台帳田、現況 畑、利用状況 畑。面積は 123 m²。権利取得後の経営面積は 2,130 アールで、売買による所有権移転であります。</p> <p>先月の総会の時に、場所が判り辛いと云うご要望がありましたので、今月は位置図を付けております。</p> <p>議案書頁をめくって頂き 4-1 が番号 1 の位置図であります。と言ってもパッと見て解り辛いですが、右の方に赤く色づけをしております。大字下浅津——と云う土色に見えるのが、そこ、農作業小屋がありまして、その上側でございます。</p> <p>そして、また 4 頁に戻って頂きまして、今度は番号 2 でございます。</p> <p>(資料は 4-2 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、倉吉市●●。譲受人は番号 1 と同じで、宮内●●。土地の所在、大字北福——。地目は台帳 田、現況 畑、利用状況 畑。面積は 1,005 m²。権利取得後の経営面積は 2,140 アールで、売買による所有権移転であります。</p> <p>位置図は議案書の頁をめくって頂き 4-2 が番号 2 の位置図であります。図面中央、南北方向に県道の倉吉青谷線と JR の線路がある場所でございます。福永の谷と、原の唐川と云う谷のある所。</p> <p>そして次、また戻って頂き。</p> <p>(資料は 4-3 頁)</p> <p>番号 3 譲渡人は、米子市●●。譲受人は、原●●。土地の所在、大字原——。地目は台帳現況とも畑、利用状況 畑。面積は 511 m²。権利取得後の経営面積は 130 アールで、贈与による所有権移転です。</p> <p>位置図は、また議案書の頁をめくって頂き 4-3 であります。これは分かりますね。</p> <p>続いて、議案書 4 頁の整理番号 4 であります。</p> <p>(資料は 4-4 頁)</p> <p>番号 4 譲渡人は、光吉●●。譲受人は、三朝町●●。土地の所在、大字南谷——。地目は台帳現況とも畑、利用状況 畑。面積は 298 m²。権利取得後の経営面積は 225 アールで、売買によ</p>
--	--	--

	<p>議長</p> <p>山下昇推進委員 議長</p> <p>山下昇推進委員</p> <p>議長</p> <p>山下昇推進委員 議長</p> <p>山下昇推進委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>る所有権移転です。</p> <p>位置図は議案書の頁をめくって頂き 4-4 であります。4-4。南谷の衛生研究所の所からずっと道を登って来まして、馬の山の展望台に行く分かれ道、三叉路付近であります。</p> <p>そして次の番号 5 の案件と場所が近接していますので、図面の方には番号 4 と番号 5 を同じ位置図の中に記載させて頂きました。ご覧頂いているとおりです。</p> <p>(資料は 4-4 頁)</p> <p>番号 5 譲渡人は、南谷●●。譲受人は番号 4 と同じく、三朝町●●。土地の所在、大字上橋津——。地目は台帳現況とも畑、利用状況 畑。面積は 662 m²。権利取得後の経営面積は 231 アールで、売買による所有権移転であります。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>以上で説明が終わりました。それではこれから質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっとねえ。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>15 番山下ですけれども。この譲受人の●●さんって方なんですけども。どう云う。どう云うって、何か、質問が不味いですけども。</p> <p>4 番 5 番の。</p> <p>4 番 5 番です。</p> <p>はい。4 番 5 番の案件。譲受人●●氏の。</p> <p>●●氏の関係です。</p> <p>関係ね。じゃあ、そのあたりの説明を。</p> <p>はい。地主さんとの関係と云うのは、全く無いと思います。全然。ただ、どうもその、風光明媚な場所で果樹栽培をしたいって云う様な、そう云う感じの様でありまして。</p> <p>行政書士さんが代理、代書屋さんで入っておりますので、本人さんからの話は直接は何っておりませんが。三朝町の耕作証明、要は経営面積の状況なり何なり、と云うのは合わせて申請</p>
--	---	--

	<p>議長 山下昇推進委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p> <p>議長 山下昇推進委員 議長 清水委員 議長 清水委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>頂いてますので、書類審査上は問題が無いと。そう云う事になっております。</p> <p>山下委員、良いですか。</p> <p>毎日果樹園に行く道中の、通り道ですのでね。この後にも沢山出て来るんでね。何か将来的に絵が浮かんで来るんですけど。どう云う事になって行くのかなと思って。</p> <p>この、たまたま一連の、これから出て来る関係の中の、この2筆がたまたま農地として生きて来る訳ですね。それで●●さんがワンステップで入って来たと思われるんですけどね。</p> <p>その、先が判ればなあと。●●さんが取り敢えず受けて、そしてその後が。先が。先までは、承知しておられるのか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは説明できるところで良いです。</p> <p>これはあくまで、農地を取得したいと云う事を出て来た申請で。行政書士、間に入ってる人にも「そう云う事ですね。」と云う事で念押しして、「農地として使用したいからこれを求めたところ、地主さんとの話が成立したので申請をしました。」と云う事で。言ってみればごく普通の説明を頂いております。</p> <p>山下推進委員、よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>その他に、皆さんの方からお尋ねは。</p> <p>良いでしょうか。</p> <p>はいどうぞ。清水委員どうぞ。</p> <p>4番5番のところで、附記の所にね、住所地から20分て云うのはどう云う意味で書かれているのか。</p> <p>説明をどうぞ。</p> <p>説明させて頂きますと。町内の方でしたら、そんなに何時間も掛けて農地に行くって云う事はない。行こうと思ったらすぐ行ける距離、時間的にも短い、と云うのは分かりますが。町外の方ですと、お住まいの所から、そこの農地までどれくらいの時間が掛かるかと云うのは、目安として書いとかないと。</p> <p>これが例えば1時間掛かる様な場所に住んでるんであれば、それは、当たり前前に農地を維持す</p>
--	---	---

	<p>清水委員 事務局 議長</p>	<p>るためにちよくちよく行き来すると云うのは、どう考えても不自然ではないかと云う話になりますので。それは、例えば1時間掛からんと農地まで来れないよって事であれば、それはお断りをしなくちゃいけないじゃないかと云う判断材料にもなるもんですから。</p> <p>20分程度であれば、20分程度で来る事が出来ますよと云う事は、皆さんに参考として判断頂くための材料として載せる必要があると云う事で載せて頂いております。</p> <p>解りました。</p> <p>ただ、書いてあるとおりの20分で来れるかどうかと云うのは、実際自分が計っている訳ではないので。本人申出ですので、あくまで参考と云う事で判断頂きたいと思っております。</p> <p>今の問題は、通作距離とか。それから遠い昔にありましたね。通勤農業と云うのがありましてね、そう云った話が。そこで今事務局が申しましたけども、20分と云うのは短いじゃないかと。ハッキリ言って1時間とか1時間半掛かっても通作距離だと云う場合もありますしね。そう云った事でよろしいですか。今の説明で。はい。</p> <p>その他にお尋ねはございますか。</p> <p>あの、さっきの話でもう一回元に戻りますけども。実は旧東郷町の案件でね、大山の。そこ、大山がありますけども。大山の裏、江府町とか。あそこの土地を求められた方があったんですよ。</p> <p>これ、その当時、通作距離として妥当なものかと云う風な事でね、ちょっと、物議を醸したんですけども。結局認めました。その時は。</p> <p>その当時は通勤農業と云う事が流行っておりましたね、他県の方ではね。そう云った兼ね合いもありまして。やはり、その時その時の判断と云うのがやっぱりちょっと違って来ますけどね。</p> <p>まあ、これは参考までに。その他にお尋ねはございますか。</p> <p>はい。それでは質疑は無しと云う風に認めさせていただきます。</p> <p>それではこれより採決を行います。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請」に対する可否決定についての採決を行います。原案のとおり、この申請を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手9名》</p> <p>はい。ご意見があれば良いですよ。はい。それでは挙手多数で、本案件につきましては原案のとおり、この申請を許可することに決定します。</p>
--	----------------------------	--

<p>議案第 6 号 農地法第 4 条第の規定による 許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局 議長 山本正義推進委員</p>	<p>それでは、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり に可決と致します。</p> <p>続きまして、議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。 それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達す ることについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁、資料 1 の 4 頁、5 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字漆原——。それから外 1 筆としておりますが、もう一筆は大字漆原 ——。現況地目は何れも畑で、転用面積は大字漆原——が 2,590 m²、大字漆原——が 856 m²の合 計 3,446 m²であります。</p> <p>転用計画の用途は植林で、申請人は、漆原●●。立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農 地。区分決定根拠は小集団の生産力の低い農地であります。</p> <p>許可根拠規定は周辺農地に影響なし。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資 はありません。</p> <p>事業内容は、クヌギ 1,020 本を植栽するものであります。農業振興地域整備計画において農用 地除外済み。土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 5-1 頁が航空写真による位置図です。それで現地の写真につきましては、別 冊の資料 1 の 4 頁です。資料 1、次の頁、5 頁に公図を付けておりますのでご確認を願い致しま す。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無い ことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 4 条第 6 項各 号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。以上で説明は終わります。</p> <p>それでは引き続きですね、本案件につきましては現地確認を行っております。現地確認調査委 員による報告を、代表して 17 番の山本正義委員より報告して頂きます。</p> <p>はい。本日 1 時から長谷川会長、並びに土海職務代理。それから下田委員。それから山下和子</p>
---	--	---

	<p>議長</p> <p>山田委員 議長 山田委員 議長 事務局</p> <p>山田委員 議長 山本正義推進委員 山田委員 議長</p> <p>山田委員 議長</p>	<p>委員と私と、職員 2 名の合計 7 名で現地確認に行きました。</p> <p>行ってみましたところが、今の、別添資料の 4 頁を見て頂きます様に、隣には別に影響は無いではないかと云う確認を致しました。それで、これだったら植えても良いのではないかと云う事で、皆で確認しました。以上です。</p> <p>はい。ご苦労様です。以上で現地調査委員による報告を終わります。</p> <p>これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。山田委員、どうぞ発言してください。</p> <p>この植林は何時頃されるって云う事なんでしょうか。</p> <p>はい、説明をしてください。</p> <p>はい。植林は、具体的には森林組合に作業をお願いしてやってもらおうと云う事になりますので、やはり秋植えの、秋冬植えの時期に作業に掛かってもらおうと云う事になりますね。</p> <p>今やる訳ではないと云う事です。</p> <p>はい。いや、何年もほったらかしと云う事もあるみたいだったので。まあ良いです。了解。</p> <p>はい。山田委員の了解を頂きました。その他に。</p> <p>毎年草を刈って保全しておられる。</p> <p>その場所。</p> <p>今、補足説明ね。山本委員から今、補足説明がございました。じゃあ、山田委員。これで良いですね。</p> <p>はい。</p> <p>その他に、質疑はございますか。質疑は無い様でございます。質疑は無しと云う風に認めさせて頂きます。それではこれで質疑を終結し、それでは採決を行います。</p> <p>議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 6 号の「農地法第 4 条の規定による許可申請」については、原案のとおり意見決定を致します。</p>
--	---	---

<p>議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>次に、議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明を求めます。</p> <p>議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、6-1 頁及び資料 1 の 6 頁から 13 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 はわい長瀬——。外 2 筆は、はわい長瀬——と、はわい長瀬——であります。現況地目は 3 筆とも畑。転用面積は合計 784 m²。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は建売住宅が 3 棟で、建築面積は合計 188.12 m²であります。</p> <p>譲受人は、広島市中区 ●●株式会社。譲渡人は、大阪府吹田市●●。契約内容は、売買による所有権移転であります。立地基準の判定に係る農地区分は第 3 種農地、区分決定根拠は駅・役場等から 300m 以内。許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可であります。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有でございます。</p> <p>事業内容は、建売住宅 3 棟。用地境界には型枠コンクリートブロックを延長 50m 設置する計画であります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 6-1 が航空写真による位置図で、長瀬神社の西隣に位置します。</p> <p>それで現地の写真につきましては、資料 1 の 6 頁であります。資料 1 の頁をめくって頂き 7 頁が公図。8 頁が土地利用計画図 兼 排水処理計画図。9 頁、10 頁、11 頁がそれぞれ 3 種類の建物平面図・立面図であります。</p> <p>そして 12 頁が土地造成の計画図。13 頁が申請地周辺の上水道と下水道管路図であります。</p> <p>番号 1 については以上です。</p> <p>次、また議案書に戻って頂きまして。</p> <p>(資料は、6-2 頁及び資料 1 の 14 頁から 26 頁)</p> <p>番号 2 土地の所在 大字田後——外 6 筆で、その他の筆は同字——、同字——、同字——、同字——、同字——、同字——であります。現況地目は全て田。転用面積は合計 2,999.99 m²であります。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は特定建築条件付きの分譲地 13 区画と書いており</p>
---	---------------------	--

		<p>ますけれども、建売分譲住宅と同じだと思って頂いて結構です。建築面積は合計 642.93 m²であります。</p> <p>譲受人は鳥取市 有限会社●●。譲渡人は上浅津●●外 4 名。</p> <p>詳しく説明致しますと、大字田後——と同字——、同字——の 3 筆が上浅津●●。大字田後——が田後●●と田後●●の共有名義。そして大字田後——が宇野●●。そして大字田後——と同字——の 2 筆が東京都世田谷区●●であります。</p> <p>契約内容は、売買による所有権移転。立地基準の判定に係る農地区分は第 3 種農地で、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内であります。許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有でございます。</p> <p>事業内容は、建築条件付き分譲地 13 区画。その他公園・公衆用道路を整備するもので、盛土造成の高さが 0.5m、50 cmであります。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。隣接耕作はありません。</p> <p>そして本冊、頁をめくって頂いて 6-2 が航空写真による位置図でございます。東田後公民館の玄関前と云う位置になりますね。</p> <p>それから現地の写真につきましては、別添の資料 1 の 14 頁。資料 1 の 14 頁が現地の写真です。それから資料 1、頁をめくって頂き 15 頁が公図。ちなみにですね、この事業区域の中に、南側の方に一部宅地がありまして。登記地目、宅地と云う所がありまして。小っちゃい筆があると云う事でご承知ください。事業自体の全体面積は、宅地を含んで 3,000 m²を超える事業計画となります。</p> <p>それから頁をめくって頂き、16 頁が区画割りの土地利用計画図と、併せて水道・下水の整備計画図であります。17 頁が造成計画平面図、18 頁が造成計画横断面図。真ん中に道路が入っておりまして、道路の両側に側溝が有る。道路の真下には污水管が入っていると云う様な事で、模式図になっておりますが。</p> <p>それから 19 頁が縦断面図でございます。そして 20 頁と 21 頁は造成に使用するコンクリート製品などの構造図。22 頁が標準的な住宅プラン A から C までを配置した土地利用計画図。23 頁、24 頁、25 頁がそれぞれの住宅プラン A,B,C の建物立面図であります。そして 26 頁が申請</p>
--	--	---

	<p>議長</p> <p>下田委員</p> <p>議長</p> <p>山下和子委員</p> <p>議長</p>	<p>地周辺の上水道と公共下水道の管路図でございます。</p> <p>以上、何れの申請につきましても、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>説明は以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりました。それでは本案件につきましても、現地に出向いて確認を行っております。引き続き、現地調査委員による現地確認の報告をして頂きます。</p> <p>それでは番号1番の案件を、12番の下田健一委員より現地確認の報告をしてください。</p> <p>はい。場所は、はわい長瀬——外2筆と云う事で、場所は6-1頁の真ん中あたり。赤く着色した所です。右は長瀬神社になっております。</p> <p>次に資料1の6頁を見て頂けますか。現在は草刈り等で保全管理されてる状態で。7頁、見てもらいたいですが。南側に畑がありますけども同意書を頂いておりますし、認めても問題は無いと全員で確認致しました。以上です。</p> <p>はい。続きまして、番号2の案件でございますが、1番の山下和子委員より報告をして頂きます。</p> <p>はい。では番号2でございますが、所在は大字田後——外6筆と云う事でございます。</p> <p>申請地は本冊6-2を見て頂きたいと思えます。丁度家の隣で田んぼが3枚あります。それで別冊の方を見て頂いたら、15頁ですけども見て頂いたら。去年までは田んぼの方、2つくらいは作っておられました。一番端の方は保全管理で草を刈っておられたと思えます。申請地の方はその様です。</p> <p>それと別冊の16頁を見て頂きたいと思えます。先方説明がありました様に、建売住宅13区画と云う事でございます。真ん中に道路を付けて、側溝で雨水を流すと。北側の方に流すと云う事でございます。それで排水の処理の方も、雨による土砂の流出の恐れは無く、周りの方の農地につきましても支障は無い様ですので、この転用計画を認めることについて問題は無いと云う事で、全員で確認を致しました。以上です。</p> <p>それでは以上で、現地確認委員による報告を、これで終わります。</p> <p>これより、案件が二つございますが、一括して皆さんの質疑を受けたいと思えます。皆さんの</p>
--	---	---

	<p>横川委員 議長 横川委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 横川委員 議長 山下昇推進委員 議長 山下昇推進委員</p> <p>議長 山下昇推進委員 議長 山下昇推進委員 議長 山下昇推進委員 議長</p>	<p>方から質疑はございますか。</p> <p>はい。横川委員どうぞ、発言してください。</p> <p>今回の申請地とは関係ないですが、申請地の隣接した所。1番の。1番の案件ね。</p> <p>1番の案件です。これの別冊の7頁を見て頂けますでしょうか。赤色で囲ってある所が申請地。この横の、はわい長瀬——。これは畑になっていて括弧宅地ってなってるんですね。どう云う意味かなって思っ。</p> <p>はい。それでは説明を。</p> <p>農作業小屋が建ってたんで。現に建ってるんで、一応宅地の様相も呈してるよと云う事で書いておりますけども。畑も作っておられますし、小屋も建っていると云う意味で書いております。あまり深い意味は無いです。</p> <p>横川委員、今の説明で。</p> <p>良いです。</p> <p>それでは皆さんの方から、その他に質問が。</p> <p>はい。じゃあ。</p> <p>はい、どうぞ。山下委員どうぞ。</p> <p>15番山下です。資料1の15頁です。15頁に、図面と言いますと南の下端になるんですけど。ここら辺がちょっと、ややこしくなっておりますけども。この大字田後——って云うのは、これはまた別物として有る訳ですか。大字田後——と、ここの赤で囲ってある部分。赤線で。本体の大括りと独立して大字田後——。赤で囲ってある所。</p> <p>大字田後——ですね。</p> <p>大字田後——ですか。</p> <p>サイコロみたいな所でしょう。</p> <p>ええ。</p> <p>大字田後——になってますね。そのあたりの詳しい説明を求めておられるんですね。</p> <p>ええ。大字田後——は別ですか。</p> <p>それでは補足説明してください。</p>
--	---	---

	<p>事務局</p> <p>山下昇推進委員 議長</p> <p>山下昇推進委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>資料1の15頁の公図なんですけどもね。現地の状況としては、それこそ続きの田んぼの状態になっちゃっております。</p> <p>けれども、元々の土地の筆自体が細かく分かれてまして。所有者さんは一緒なんですけれども、細かい線が入っちゃっていると。だから本体の田んぼの大字田後——の所有者さんの持ち物なんですけども、細かく分かれてるんです。なぜか、線が入って。</p> <p>結局、東隣に宅地が出来た時間的な経過によって、何か、線が入っちゃってるんじゃないかと思われるんですけども。</p> <p>元々は全部田んぼだったはずなんですけど、宅地整備でね、農地転用が入っちゃってて。それで変な形で細かい筆が残っていると云う様な事に、事実上なっていると。</p> <p>なぜそうなのかまでは、ちょっと。原因は分かりません。細かい筆が残ってる。それは大きな田んぼの持ち主さんの持ち物でも、細かくそこだけチョンチョンチョンって細切れになってるって云う事であります。</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>良いですか。</p> <p>良いです。</p> <p>これは恐らく便宜上の線引きだと思います。当時の。</p> <p>さて、この5条案件につきましてですね、その他に質疑はございますか。質疑はございませんか、その他には。私の方から一つ。2番の案件の「特定建築条件付き分譲地」って云うの。ちょっとこれを説明して欲しい。</p> <p>そうですね。これまでちょっと事例がなかったんですけども。番号2の方に施設概要「特定建築条件付き分譲地」と云う風に書いております。</p> <p>説明の中では「建売住宅と同じと考えてください。」って言っておりますけども。厳密に申し上げますと、先ず建売住宅。番号1の方は、事業者が造成して家を建てて「お客さん買ってください。」って云うパターンで農地転用の申請が出てますと云う事になります。</p> <p>なぜかと言いますと、「造成して宅地を作りました。分譲地です。買ってください。」って云うのは都市計画の用途指定のある場所であれば出来るんですけども。湯梨浜町内は、そう云う都市計画の用途指定が無いものですから、家も建てた上での計画でない申請は出来ませんと云う、</p>
--	---	---

	議長	<p>そう云う農地法上のルールがあったんですが。何年か前に、その制度の、「ちょっと緩めてあげようよ。」って云う、そう云う事があった様でして。湯梨浜町内でも造成で売り出しが出来ると云う事になりました。</p> <p>ただし、ここに書いてある「条件」と云うのがありまして、1年ないし2年。何年かの間に、買い手が無くて家が建たないと云う事があっても困るので、何年か経って買い手が無い区画については転用事業者が家を建てて整備をなさいと云う、そう云う条件が付いていると云う事になります。</p> <p>当然買い手が、下地だけで買い手が無い場合は、上物も作った上で売り出しせないけんと言ふ事になっちゃいますから、事実上建売住宅と一緒になんですけども。</p> <p>そう云った事で「下地の整備だけでも事業が出来ますよ。」と。ただし、「売れ残った場合には家をあなたが建てなさいよ。」と。そう云う条件が付いていると。そう云う事であります。</p> <p>それで、そう云ったやり方を番号2の方はやりますよと云う事になります。</p> <p>もちろん手持ち資金としては、全部の家を建てるだけの資金は用意しなくちゃいけませんけども、実際買い手が付けば、そこまで資金はやり繰りしなくて済みますから、業者としては有利になると云う事になりますね。以上です。</p> <p>はい。今の事務局の説明は参考にしてください。今後、やっぱりこう云う事もあろうかと思えますので、どうぞ参考にしてください。</p> <p>はい。それでは改めて、皆さんの方から質疑はございますか。はい。それでは質疑は無しと、認めさせていただきます。これで質疑は終了します。</p> <p>それでは採決を行います。議案第7号の「農地法第5条の規定による許可申請」に対する意見決定についての採決を行います。</p> <p>まず番号1の案件でございますが、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。次に番号2の案件を原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。従いまして、議案第7号の「農地法第5条の規定による許可申請」に</p>
--	----	---

<p>議案第 8 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>については、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>それでは続きまして、議案第 8 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 8 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 7-1 頁、資料 1 の 27 頁と 28 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、上橋津●●。土地の所在 大字上橋津——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 434 m²。30 年以上前から耕作をしておらず、山林化しているものとございます。</p> <p>頁をめくって頂き 7-1 が航空写真による位置図です。今日の議案には同じ様な場所が沢山出て来ておりまして、ご覧頂いてお分かりのとおり、南谷から登って来て、馬の山展望台へ行く三叉路の周辺であります。</p> <p>それで、本日の非農地の案件は総て同様の場所ですので、案件の番号 1 から番号 4 までをまとめさせて頂きました。ただ、航空写真の位置図が少し見難いので、資料 1 の 27 頁の公図と見比べて頂きながら場所の確認をして頂ければと思います。</p> <p>資料 1 の 27 頁をお願いできますでしょうか。併せてご確認ください。</p> <p>それです、公図の方に青色の矢印を書き入れております。この矢印は現地の写真を撮影した際の向きを示しておりますので、現地写真を確認する際の参考としてください。</p> <p>次に番号 1 の現地写真ですが、こちらは頁をめくって頂き 28 頁をお願いします。</p> <p>写真の、上の写真ですが、番号 1 ですね。その写真の下側、手前側になりますけども、草の生える所は写真撮影した大字上橋津——の畑であります。写真奥の木が生繁っている部分が申請地の大字上橋津——でございます。</p> <p>現地写真は同様に、28 頁から 30 頁まで掲載しておりますので、案件と併せてご確認を、お願いを致します。</p> <p>それではすみません。また議案書に戻って頂きまして。</p> <p>(資料は 7-1 頁、資料 1 の 27 頁と 28 頁)</p>
---------------------------------	--------------------------	--

	<p>議長</p> <p>下田委員</p> <p>議長</p> <p>山下和子委員</p>	<p>番号 2 申請人は、光吉●●。土地の所在 大字上橋津——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 448 m²。こちらも 30 年以上前から耕作をしておらず、山林化しているものです。</p> <p>(資料は 7-1 頁、資料 1 の 27 頁と 29 頁)</p> <p>番号 3 申請人は、南谷●●。土地の所在 大字上橋津——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 361 m²。同じく大字上橋津——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 52 m²。何れも、30 年以上前から耕作をしておらず、山林化しているものであります。</p> <p>(資料は 7-1 頁、資料 1 の 27 頁と 30 頁)</p> <p>番号 4 申請人は、南谷●●。土地の所在 大字南谷——。地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 370 m²。こちらは 30 年以上前から耕作をしておらず、原野化しているものであります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>はい。それでは引き続き現地確認の報告をして頂きます。番号 1 番 2 番 3 番は隣接した場所でございます。従いまして、この案件番号 1, 2, 3 の案件を一括して、12 番の下田健一委員より報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。それでは番号 1 から 3 番の説明を致します。申請人は別々ですけれども、場所が隣接する場所ですので、一括して報告致します。</p> <p>場所としては大字上橋津。台帳は畑ですけれども、資料の 28, 29 頁を見てもらったら分かりますけれども。見た場所はですね、先ほど説明がありました大字上橋津——が、ここ畑になっておりますので、そこの中で見させて頂きました。</p> <p>写真のとおり、30 年以上耕作しておらず山林化しておりまして、中に入ることも出来ない状態で、とても農地として復元することは難しいではないかと全員で確認を致しました。以上です。</p> <p>はい。次に番号 4 の案件を、1 番の山下和子委員より報告をして頂きます。</p> <p>番号 4 の説明をします。</p> <p>先方ありました様に、同じ様な所でございます。大字南谷——。●●さんの、申請人の所です。場所は■■と。</p> <p>と云う事で、別冊 27 頁でございますが、見て頂いている様に、大字南谷——と。場所は、申請地は、そこです。</p> <p>別冊の方で 30 頁を見て頂きたいと思います。周りの方は大きな木で囲まれて、中の方はちょ</p>
--	---	---

	<p>議長</p> <p>岡本推進委員</p> <p>議長</p> <p>岡本推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>っと、草が刈ってあるのか、土の方が見えてます。ですが、申請地の場所につきましては、30年以上前から耕作しておらず、原野化していると云う事でございます。</p> <p>ですので、農地に復元することは困難な状態ではないかと。非農地として認めることに問題は無いと全員で確認を致しました。</p> <p>それでは、以上で調査委員による現地確認の報告を終わります。</p> <p>これより一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっと、良いでしょうか。</p> <p>どうぞ。岡本委員、どうぞ発言してください。</p> <p>何か、この表現がね、山林化と原野化と2種類表現してるのは、同じ意味ですか。</p> <p>それでは事務局、説明してください。</p> <p>回答させていただきます。「山林化している。」「原野化している。」って云うのは、取り敢えず申請書の方に書いてあった表現を、そのまま使ってますけども。実際「山林化している。」と書かせて頂いている部分については、灌木がですね、密集して生えてまして。そもそも、その土地に入り込もうとしても、木が邪魔をして入れない様な、そう云う状況の様相を呈しておりました。まず、山林については。</p> <p>それで、原野と云う所については、資料1の30頁ご覧頂いて、なんですけども。木はそんなに生えていないんですけども。所々木は、おっきく木は所々あって。丁度土地の中央付近にですね、タラの木がすっごくでっかくなって、チョンチョンチョンと。何本も立っている様な状況です。</p> <p>結局、手付かずの状態。山林と云う状態ではなくて、やはりその、手が付けられない様な、農地には戻らない様な原野、原野と。原始的な野っ原。そう云う状態と云う意味合いで使っております。</p> <p>解りました。</p> <p>はい。山林と原野の、区別の説明がございました。その他にございますか。はい。それでは徳岡委員、どうぞ発言してください。</p> <p>この3つ。●●さんと▲▲さんと、■■さん。それで、写真を撮ってる所は畑になってるんですよね。それで、その隣を非農地として証明してもらいたいと云う事ですね、今回ね。</p>
--	--	---

	<p>議長 事務局</p> <p>徳岡推進委員 事務局</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>議長 中村推進委員 議長 事務局</p> <p>徳岡推進委員 議長</p>	<p>大字上橋津——って云うのがあるんですけども、別添資料の 27 頁にね。これは畑になってるんですか。原野ですか。</p> <p>それでは説明してください。</p> <p>はい。大字上橋津——の状況は、ちょっと中にまでは入ってないですけども、畑です。果樹園でした。</p> <p>畑の隣り合わせでも非農地って云うのは出来るんですか。</p> <p>えーっとね、資料 1 の 27 頁の公函をご覧頂いての方が良く分かるんですけども。今お話のありました大字上橋津——は、元々果樹園状態で、防風垣みたいなのが大きくなってるとは思いますが、その中の方は、それなりに、どうやら管理がしてあるんですけども。防風垣の先って云うのが、もう、要は灌木が密集して生繁ってるって云う、そう云う状態ですので非農地証明願いが出て来ると云う事です。</p> <p>それで、取り敢えずですね、大字上橋津——については何の申請も、この度は出てません。何もない所です。</p> <p>でも推測すると大字上橋津——と大字上橋津——は、まあ現在は畑で利用されてると。それで、そのすぐ後ろは非農地と云う線引きにすると云う事ですよ、今回。それは大丈夫なんですか。良いんですか。</p> <p>はい。どうぞ、説明してください。</p> <p>ちょっと良いですか。</p> <p>いや、ちょっと待ってください。今の間から順に。</p> <p>「それは、良いですか。」と云うお問掛けについて、お答えをさせていただきますと。筆単位で農地か農地でないかと云うのを判断をして行く事になりますので。筆が違うんですよ。</p> <p>非農地証明願が出てるのは、維持されてる筆の奥側の土地が藪状態になってるから非農地証明願、非農地と云う事になりますので。隣り合わせって云うのは、あまり関係がない。関係ないです。</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>徳岡委員、要するに申請が出て無ければ、非農地としての。こちら審議をする事は出来ませんからね。</p>
--	--	--

	<p>徳岡推進委員 議長 中村推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>中村推進委員 議長 中村推進委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>分かりました。</p> <p>はい。それから、中村委員どうぞ。</p> <p>また、それに関してなんですけどね。今の大字上橋津——は、畑をまだやっておられると。それで、あと上の3つが原野で認定されると云うのであれば、もし木なんかが大きくなって、枝が伸びたら、その処理って云うのはどう云う形になるんですか。地主さんですか。</p> <p>それでは説明を。</p> <p>処理と云うのは、要するに隣のおうちに枝とかが被って来て日当りを悪くしたりとかって云う時にどうするかと云う話ですよ。</p> <p>それは、要は、隣接する土地との色々な諸問題と云う事で、基本的に、木の場合は木が植わってる土地の所有者さんが管理をする責任があります。枝だけじゃなくて木の根も含めて。根が入り込んじゃうって云う事もあったりして。</p> <p>それはやはり、元の地主さんがやるべき事で、民法にそれが規定されてまして。何れにしたところでね。困ってたら、その土地の所有者さんに伝えて処理をしてもらおうと云う事になります。</p> <p>場合によっては、やむを得ない場合は、自分が「じゃあ切らせてもらうよ。」って云うのも、それはそれで有ですよって云う風な事で民法の改正もありましたけども。そう云う事です。</p> <p>何れにしても土地の所有者さん。木の植わってる土地の所有者さんの責任でやって頂く。</p> <p>良いですか。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>これ、申請を受ける時にね、そう云う説明はしてあげんと。なかなか、そのトラブルが発生するんじゃないかな。要するに非農地にしても良いよと。ただ、そう云う依頼があったら責任を持ってやらんと行けんよって云う事はね、言っとかんと。</p> <p>あとね、構われる方もそうなんですけど、ポツンと山の中に畑や果樹園があっても、周りはいもう全部荒れてしまった場合ね、野放しになっちゃうんでね。その辺はちゃんと言っておいてあげんと。畑、作っておられる方、迷惑掛けるんじゃないかなと。</p> <p>はい。それじゃあ説明を。</p> <p>そうですね。一般論として。農地があって、その隣をよう作らん様になっちゃって「荒れちゃったから農地じゃない非農地として認めてくださいよ。」って云う例があった場合。認めるのは</p>
--	---	---

	<p>議長 中村推進委員 議長 山下昇推進委員 倉本哲男推進委員 議長 倉本哲男推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 清水委員 山下昇推進委員 議長 清水委員</p>	<p>認めるにしても「迷惑掛けたらダメですよ。だから、迷惑掛からん様にちゃんと管理してくださいね。」って云うのは伝えるべきと、そう云う話なんですよ。</p> <p>それは当たり前、一般論の話なので、申請者の人には、うちの方も注意して伝える様に、忘れずにしたいと思いますので。</p> <p>はい。中村委員。</p> <p>良いです。そしたら。</p> <p>はい。中村委員の発言、参考にさせていただきます。その他に。</p> <p>はい。</p> <p>はい。</p> <p>じゃあ、初めての倉本委員。</p> <p>はい。20番倉本です。</p> <p>今日、3条で三朝の●●さんが、皆さん賛成されて3条が通りましたけども。その周辺の、この今、非農地が。全部隣なのを見て行くとね、やはり何か次の目的がありはせんかなと思って、わざわざちょっと言わせてもらいました。</p> <p>一旦非農地にして。非農地にしたら自由に出来ますから。そしたら次に、何か。畑を買うと云う事になってますけども。何か、ちょっと次の事が気になります。</p> <p>はい。それでは事務局より、説明ができる範囲で説明してください。</p> <p>27頁のですね、公図をご覧頂いて、その大字南谷——と云う所が3条の申請場所で、先程議決された場所になります。</p> <p>黄色く塗っている、その非農地がですね、認められれば、多分木を切って綺麗に整備をされるんじゃないかと思うんですけどもね。</p> <p>取り敢えず農地法の制約が無くなりますので、「自由な使い方が出来ますよ。」ってところです。</p> <p>はい。その他に。</p> <p>はい。</p> <p>はい。</p> <p>今日は凄い。</p> <p>いやいや。ちょっと山下昇委員に聞いて見たいんですけども。</p>
--	---	--

<p>議長 清水委員 山下昇推進委員 清水委員 山下昇推進委員 清水委員 山下昇推進委員 清水委員 山下昇推進委員 清水委員 山下昇推進委員</p>	<p>議長 清水委員 山下昇推進委員 清水委員 山下昇推進委員 清水委員 山下昇推進委員 清水委員 山下昇推進委員</p>	<p>どうぞ。 この大字上橋津==の畑、●●さん、梨を作っておられるんですか。 ええ、梨。 梨を作るのに、非農地にしちゃって、同意書とか了解を得ておられるだろうかと思って。 ●●さんは大字上橋津——ですからね、これは●●さんと云う方が買われるんです。 大字上橋津==です。 大字上橋津==。これは■■さんです。売らないって。 売らない。 売らない。大字南谷==は、これは■■さん。これも売らない。ここら辺一帯を買わせてくれと云う話の様ですけれども。だけども、売らない人もあるんです。売らない人が2軒。 大丈夫かなと思って。 ●●さんは梨を1本作っておられる。自分のところの食う分。 だからこの際、買ってくれる人があればと云う様な気じゃないでしょうか、この一帯は。ただ2軒ほど売らない人が。 だから例の大字南谷==が▲▲さんですからね。そこに良い建物が、建っておられます。ああ云うのを思いつくと云う感じでないかなと思いますけども。 まあ、そこを毎日、2回も3回も通るもんだから。しょっちゅう気になって、見てますけど。 それで質問したいのは、非農地証明の申請人が、この4名さんになってますけど。本人さんが、代理人さんがした。</p>
<p>議長 事務局 山下昇推進委員</p>	<p>議長 事務局 山下昇推進委員</p>	<p>それでは説明を。 申請自体はそれぞれの所有者さんですけども。手続きは代書屋さんがやってます。まとめて。 だから、一連が上手いこと、良い具合に活用してもらえば良いけど。まあ、売らないと云う人がある様に聞いておりますので、その計画が上手く進むかどうか。進まないことによって、悪い風にならないのか。 山下委員の心配しておられるのは、乱開発に繋がって行かないかと云う。 そうです。 そのあたりの事は、これから。例えば近接する様な所も。大字南谷==は、これは「私は売ら</p>
	<p>議長</p>	

	<p>山下昇推進委員 議長</p> <p>山下昇推進委員 議長</p> <p>山下昇推進委員 議長</p>	<p>ん。」と云う風な事で。</p> <p>この人は売らないと云う事で。売らないですね。</p> <p>こちらの方も、じゃあ、この申請については今後慎重にね、慎重に様子を窺いながら進めて行きたいと云う風に思います。</p> <p>「変な事に発展せん様に注意しとかないといかん。」と云う事の心配です。</p> <p>まあ、地主さんの方も「荒れたから、この際、じゃあ、欲しいって云われるんだったら売っちゃおう。」などと云った、そう云う風な投げやりな事に繋がらない様に、乱開発に繋がらない様に、細かく指導して行きながら、これからの申請に、こちらの方も対応して行きたいと云う風に思います。</p> <p>山下さん、取り敢えずそのくらいしか。この場においては。</p> <p>良いです良いです。ずっと、流れを。</p> <p>そうですね、確かめながら。確認しながら進めて行きましょう。</p> <p>はい。その他にございますか。えっと、色々と手を挙げる方が、ずっと続きましたが。それでは質疑はこの辺りで終結致します。</p> <p>採決を行います。まずですね、申請番号 1 番 2 番 3 番の案件を、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手であります。次に申請番号 4 番の案件を認めることに賛成の委員、挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手であります。よって議案第 8 号の「非農地の現況証明」については、原案のとおり可決を致します。</p> <p>但しですね、今後とも、この地域のですね、今後の申請等に関わる問題につきましては、色々こちらの方も指導なり、そう云った事を付け加えながら進めて行きたいと云う風に思います。</p> <p>それではよろしゅうございますか。</p> <p>(「はい。」の声)</p> <p>事務局の方は、それ良いですか。</p>
--	---	---

<p>議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>事務局 議長 (議長) 事務局</p> <p>議長</p>	<p>はい。 それでは次に移ります。 次に議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。 議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。 次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 4 年 5 月 16 日予定であります。 (資料は、8-1 頁から 8-3 頁) 頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。 関係戸数は 借人 9、貸人 17 でございます。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 5 件で 9,632 ㎡。3 年以上 6 年未満が 11 件で 30,865 ㎡です。 設定作物等面積は、水田として利用が 22,948 ㎡。転作田として利用が 4,945 ㎡。普通畑として利用が 12,604 ㎡で、利用権設定面積率は 0.319%であります。 次の頁 8-2 と 8-3 が各筆明細でございます。 この度、すべて新規となっておりますが、実質的には更新のものもあったかもしれませんが、更新時期、12 月が更新時期になりますので、それからだいぶ日にちが過ぎましたので総て新規とさせて頂いております。 「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。 はい。それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。 質疑は無し、と云う風に認めさせて頂きます。 それでは採決を行います。議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり認めることに賛成の委員、挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。よって議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり意見決定を致します。</p>
-------------------------------------	--	--

<p>議案第 10 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>議長</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第 10 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。説明をしてください。</p> <p>議案第 10 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 2)</p> <p>別添の資料 2。資料 2 の方ですね、2 頁目。頁をめくって頂きまして 2 頁、利用配分計画各筆明細をご覧ください。</p> <p>整理番号 1 権利の設定を受ける者、東伯郡琴浦町 農業組合法人●●。権利を設定する農用地は、記載の 6 筆。芝栽培でございまして、面積は合計で 10,701 ㎡であります。</p> <p>期間は 4 年 7 ヶ月の賃貸借契約であります。説明は以上です。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございますか。徳岡委員どうぞ、発言してください。</p> <p>今回芝の再設定が出ているんですけども。この●●さんは、増産計画とか縮小計画とか、そう云う情報は無いですか。まだまだ、あそこ等辺の畑は沢山余ってる。芝を植えても良い様な場所が沢山あるんですけども。増産計画があるなら計画的にやってもらいたいし。他みたいに撤退されちゃうと大変だし。</p> <p>それでは、●●の今後の増産計画、もしあればお聞かせ願いたいと云う事であります。</p> <p>はい。基本的に増産・減産の予定と云うのは、全く事務局の耳には入っておりません。増産にしても減産にしても、そう云う事は耳には入っていないと云う事でご了解ください。</p> <p>徳岡委員、良いですか。はい。</p> <p>その他に質疑はございますか。それでは無い様でございまして、これより採決を行います。</p> <p>議案第 10 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が賛成であります。よって議案第 10 号「農用地利用配分計画の策定」については、原案のとおり意見決定を致します。</p>
--------------------------------------	---	---

5 その他	(議長) 事務局	<p>その他にありますか。取り敢えず、附議されました議案は以上で終わります。それでは、次に進行致します。「6月定例総会の日程について」をお諮りします。説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6月定例総会の日程について <ul style="list-style-type: none"> 6月10日(火) 午後3時から 現地確認委員：蔵本孝広 委員、横川 力 委員、岡本 章 推進委員 ○ 農家相談会について <ul style="list-style-type: none"> 6月16日(木) 午前9時から正午まで 担当：谷岡貞幸 委員、山本美代子 委員、中村 博 推進委員 ○ 活動記録簿の記載について <ul style="list-style-type: none"> 総会終了後にビデオを視聴しながら研修
6 閉会	議長	<p>以上で附議されました総会の議事は総て終了致しました。それでは皆さん、ご起立をお願い致します。</p> <p>以上を持ちまして、令和4年度第2回湯梨浜町農業委員会定例総会を、これをもって閉会と致します。引き続き「記録簿の書き方」と云う風なところに移ります。どうぞよろしくお願ひします。どうもご苦勞様でございました。</p> <p style="text-align: center;">(閉会 午後4時47分)</p>